

令和8年2月犬山市議会定例議会会議録

第1号 2月25日（水曜日）

◎議事日程 第1号 令和8年2月25日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会期間の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 施政方針演説
- 第5 第3号議案から第40号議案まで
(議案上程説明)
- 第6 陳情の委員会送付について

◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会期間の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針演説
- 日程第5 第3号議案 犬山市障害共生基金の設置及び管理に関する条例の制定について
第4号議案 犬山市国際交流事業振興基金の設置及び管理に関する条例の廃止について
第5号議案 犬山国際交流村の設置及び管理に関する条例の廃止について
第6号議案 犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について
第7号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について
第8号議案 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
第9号議案 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
第10号議案 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第11号議案 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第12号議案 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について
第13号議案 犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第14号議案 犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第15号議案 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

- 第16号議案 犬山市立保育園条例の一部改正について
- 第17号議案 犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部改正等
について
- 第18号議案 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第19号議案 犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第20号議案 犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例の一部改正につい
て
- 第21号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第22号議案 犬山市火災予防条例の一部改正について
- 第23号議案 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第24号議案 犬山市教育委員会委員の任命について
- 第25号議案 令和8年度犬山市一般会計予算
- 第26号議案 令和8年度犬山市国民健康保険特別会計予算
- 第27号議案 令和8年度犬山市犬山城費特別会計予算
- 第28号議案 令和8年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算
- 第29号議案 令和8年度犬山市介護保険特別会計予算
- 第30号議案 令和8年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算
- 第31号議案 令和8年度犬山市水道事業会計予算
- 第32号議案 令和8年度犬山市下水道事業会計予算
- 第33号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第9号）
- 第34号議案 令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第35号議案 令和7年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第3号）
- 第36号議案 令和7年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第3
号）
- 第37号議案 令和7年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第38号議案 令和7年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第39号議案 令和7年度犬山市水道事業会計補正予算（第4号）
- 第40号議案 令和7年度犬山市下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第6 陳情の委員会送付について

◎出席議員（18名）

| | | | |
|----|----------|-----|--------|
| 1番 | 丸山幸治君 | 10番 | 玉置幸哉君 |
| 2番 | ヒ・アンキ恵子君 | 11番 | 岡 覚君 |
| 3番 | 増田修治君 | 12番 | 岡村千里君 |
| 4番 | 光清毅君 | 13番 | 鈴木伸太郎君 |
| 5番 | 小川隆広君 | 14番 | 沼靖子君 |
| 6番 | 島田亜紀君 | 15番 | 久世高裕君 |
| 7番 | 諏訪毅君 | 16番 | 柴山一生君 |

8番 小川清美君 17番 柴田浩行君
9番 畑竜介君 18番 大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 長谷川 敦 君 議事課長 大鹿 真 君
主 査 石黒 絵美 君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長 原 欣伸 君 副市長 永井 恵三 君
教育長 滝 誠 君 経営部長 井出 修平 君
市民部長兼防災監 舟橋 正人 君 健康福祉部長 前田 敦 君
子ども・子育て監 兼 松 光春 君 都市整備部長 武内 雅洋 君
都市整備部次長 野本 敬弘 君 経済環境部長 小池 信和 君
教育部長 中村 達司 君 消防長 大澤 満 君
企画広報課長 古田 隆行 君 総務課長 藤村 崇司 君

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまから、令和8年2月犬山市議会定例議会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、6番 島田亜紀議員、12番 岡村千里議員を指名いたします。

日程第2 議会期間の決定

◎議長（大沢秀教君） 日程第2、議会期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。2月定例議会の議会日程は、配付いたしました議会日程案のとおり、本日から3月23日までの27日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

令和8年2月定例議会 議会日程（案）

議会期間：27日間（2月25日（水）～3月23日（月））

| 日次 | 月日 | 曜日 | 開議時刻 | 摘 要 |
|------|-------|----|-------|--|
| 第1日 | 2. 25 | 水 | 午前10時 | ○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○施政方針演説 ○議案上程説明 ○陳情の委員会送付 |
| 第2日 | 26 | 木 | | ○精 読 |
| 第3日 | 27 | 金 | | ○精 読 |
| 第4日 | 28 | ⊕ | | ○休 会 |
| 第5日 | 3. 1 | ⊕ | | ○休 会 |
| 第6日 | 2 | 月 | 午前10時 | ○人事院勧告関連条例案件・補正予算 案件に対する議案質疑・委員会審査 ・討論・採決 |
| 第7日 | 3 | 火 | | ○精 読 |
| 第8日 | 4 | 水 | 午前10時 | ○一般質問 |
| 第9日 | 5 | 木 | 午前10時 | ○一般質問 |
| 第10日 | 6 | 金 | | ○休 会 |
| 第11日 | 7 | ⊕ | | ○休 会 |
| 第12日 | 8 | ⊕ | | ○休 会 |
| 第13日 | 9 | 月 | 午前10時 | ○一般質問 |
| 第14日 | 10 | 火 | 午前10時 | ○一般質問 |
| 第15日 | 11 | 水 | 午前10時 | ○議案質疑 |
| 第16日 | 12 | 木 | 午前10時 | ○議案質疑 ○委員会付託 |
| 第17日 | 13 | 金 | | ○全員協議会 |
| 第18日 | 14 | ⊕ | | ○休 会 |
| 第19日 | 15 | ⊕ | | ○休 会 |
| 第20日 | 16 | 月 | | ○部門委員会 |
| 第21日 | 17 | 火 | | ○部門委員会 |
| 第22日 | 18 | 水 | | ○部門委員会 |
| 第23日 | 19 | 木 | | ○休 会 |
| 第24日 | 20 | ⊕ | | ○休 会 |
| 第25日 | 21 | ⊕ | | ○休 会 |
| 第26日 | 22 | ⊕ | | ○休 会 |
| 第27日 | 23 | 月 | 午前10時 | ○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決 |

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、議会期間は27日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

◎議長（大沢秀教君） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

去る2月6日に開催された第126回愛知県市議会議長会定期総会に議長、副議長及び事務

局長が出席いたしましたので、その顛末を各位へ配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針演説

◎議長（大沢秀教君） 日程第4、施政方針演説を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） それでは、今議会に提出いたしました令和8年度当初予算をはじめ、諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端を申し述べさせていただきます。議員皆さんと市民皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

令和8年度当初予算を「必要なところに 暮らしを支える予算」と名づけました。市税収入や地方交付税は、増える見込みです。しかし、同時に高齢化の進展などによる社会保障費や人件費の増加、物価の上昇といった現実的な市の予算負担も重くのしかかっています。

そうした状況下で、一般会計は、過去最大となります。その中で、財政調整基金残高の健全性を意識し、真に必要な事業へ厳選投資するという姿勢の予算編成としました。

私が目指す犬山は、政治の責任と経営の視点が調和した持続可能な新しい犬山です。今の安心と未来の成長、その両立に向け、予算配分を行いました。

今回の予算は、単に支出を増やすものではありません。各施策は、市民皆さんの物価高の痛みを和らげながら、民間投資や創意工夫を呼び込み、地域の稼ぐ力を底上げする設計としています。DXや行かなくてもいい市役所の推進、窓口相談時間の短縮で生まれた職員の時間を住民サービスや施策づくりに振り向ける力にしたいし、子育てや教育、住むまち犬山への投資は、10年後の犬山の競争力につなげるものです。

予算規模が最大となる中で意思決定は、容易ではありませんでした。だから「今だけ」、「ここだけ」をしのぐのではなく、「暮らしと経済がよくなる未来を生む」、「広く波及する」投資を意識しました。市民皆さん一人一人の生活実感に寄り添いながら、犬山の強みである歴史と自然や観光、産業と知恵、人と人のつながりという宝を市議会皆さん、市民皆さんとピカピカに磨いて、次世代に誇れる犬山を創造していきます。

令和8年度当初予算が「必要なところに 暮らしを支える」道筋であること、持続可能で力強い実現に向けた第一歩であるとの思いを込めて、その全体像をお示しした上で、主要施策について、部局ごとにご説明申し上げます。

令和8年度当初予算の規模につきましては、一般会計では、313億9,097万8,000円となり、対前年度比では1.3%、4億1,174万4,000円の増額で過去最大となりました。また、特別会計と企業会計を合わせた全会計の総額では、514億2,994万2,000円となり、対前年度比では0.1%、6,674万円の増額となりました。

一般会計のうち歳入につきまして、まず、市税では、令和7年度からの増収を見込み、個人市民税は、7,741万2,000円の増額となる45億1,817万6,000円、法人市民税は、5,827万4,000円の減額となる11億2,303万3,000円、その他諸税を合わせた市税全体では、1億8,533万9,000円の増額となる127億1,318万8,000円を計上しました。

次に、地方消費税交付金につきましては、原資となる地方消費税の増収が想定されていることから、令和7年度と比べ、2億50万9,000円の増額となる21億5,690万4,000円を計上し、地方交付税におきましても、原資となる国税で増収が想定されていることなどを受け、令和7年度と比べ、7,194万9,000円の増額となる22億6,905万9,000円を計上しました。

市債においては、増大する扶助費や人件費などの上昇の影響がある中、財政規律を重視しつつ、事業債の活用をすることとし、令和7年度に比べ1億400万円の減となる15億2,660万円を計上しました。

歳出につきましては、予算科目の款別で金額の大きな順に申し上げますと、社会保障費が多く含まれる民生費が127億587万5,000円で全体の40.3%を占め、次いで5億円のふるさと納税の基金への積立金が含まれる総務費が41億3,877万円、城東中学校整備事業費が含まれる教育費が35億1,004万3,000円と続いています。

なお、歳入と歳出の乖離である財源不足分につきましては、財政調整基金からの繰入金により補填しました。ここに補正予算を加味した基金の残高は、約9億8,000万円となります。

近年、高齢者人口の増加に伴う社会保障費の増加に加え、物価高騰の影響による人件費や光熱水費の増加などにより、義務的経費は引き続き増額傾向にあります。そのような中であっても、蟬屋長塚線道路整備や善師野防災広場整備、公園整備などの大型事業を実施できるよう、予算配分を行いました。

現時点での市税収は堅調に推移する見込みですが、今後の財政需要はもとより、突発的な自然災害に備えるなど、基金残高を意識しながら、実施すべき事業を見極めました。

これ以降は、主要施策を部局ごとに申し上げさせていただきます。

初めに「経営部」です。

令和7年度は、「ちよどいい」をテーマとして、犬山市を「来るまち」としてだけでなく、「住むまち」としてPRすることを職員とともに進めてきました。

そうした中、市の全ての計画の基本となる第6次犬山市総合計画が、令和8年度で、前半の4年間で終了となるため、これまでの検証を行いながら、計画内容の見直しを行います。

犬山市の将来を担う子どもたちに、平和の尊さ、戦争の悲惨さ、家族の愛や親子の絆を肌で感じてほしいとの思いから、令和8年度から新たに、市内在住の中学生を対象として、令和7年度戦後80年記念事業の開催に協力いただいた鹿児島県南九州市、知覧特攻平和会館への派遣事業を行います。

市内で開催する行催事などの案内のほか、シティプロモーション、観光案内や災害時の情報発信など、幅広い用途での活用と、分かりやすく効果的な情報発信を行うため、犬山駅東西連絡橋の西側にある市の広報用の掲示板を、電子掲示板に変更します。

ふるさと犬山応援寄附金の獲得向上を目指し、「ふるさと産品創出等支援事業補助金」を新たに創設します。ふるさと納税制度を活用して事業者の返礼品開発を支援し、当市の魅力を全国に発信するとともに、地場産業の振興と地域活性化を図ります。

少子化社会において、市政を担う多様な人材、優秀な人材を獲得するため、より多くの方に職員採用試験にチャレンジしていただけるよう職員募集を広く周知します。

私自身が就職・転職サイトが主催するイベントへ参加し、大学就職説明会でのPR、特に

土木・建築を専攻する学生へPRするため、自ら足を運び、犬山市の認知度を上げます。

これに加えて、犬山市で働くことをイメージできる動画の更新、SNSでの拡散による情報発信により、「犬山市で働いてみたい」、「犬山市に転職したい」と考える申込者を増やし、職員の確保に努めます。

令和8年度においても、デジタル技術を効果的に活用し、行政サービスの向上を図る取組を継続してまいります。

国が進める「自治体情報システムの標準化」の対応について、令和7年度に関係部署の職員が総力を挙げ、システムの移行作業を完了させました。これを受け令和8年度は、市民皆さんの生活に直結するサービスに支障を来すことがないように、安定稼働を最優先事項として掲げます。

「行かなくてもよい市役所」を推進するための取組として、令和8年10月には、マイナンバーカードを利用することで、市民皆さんが市役所に来庁することなく証明書の交付を受けられることができる「コンビニ交付サービス」を拡充します。現在交付できる「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」の2種類に加えて、「課税証明書」及び「納税証明書」を追加します。

令和9年1月に公共施設の予約管理システムを新たなシステムへ更新し、これまで空き状況の確認や仮予約までに限られていた機能を改善します。まずは、体育館や市民文化会館など現行システムで管理している施設を対象に、窓口に来ることなくインターネット上で施設予約から利用料の支払いまでを完結できる仕組みを整備します。

業務効率化により削減した時間を政策立案や市民対応業務に充てるため、内部事務の改善を進めます。

DX推進支援業務について、令和7年9月定例議会でも3か年計画としてお答えしているとおり、令和8年度においても専門知識を有する外部人材を活用して伴走支援を継続し、活動の2年目として、令和7年度の活動内容を基に、具体的な業務改善につなげるための取組を行います。

平成27年度以降、職員のパソコンはインターネットに直接接続できず、外部のサービス利用が制限されてきました。しかし、令和6年度に国の方針変更により、許可されたインターネットサービスの活用が可能となったため、DX推進支援業務の取組をより効果的なものとし、業務の利便性を向上させることを目的として、令和8年度からネットワーク再構築に着手し、令和9年度の更新を目指します。

次に「市民部」です。

市民活動・地域活動の支援について、開設7年目を迎える協働プラザを中心に、引き続き支援業務を展開していきます。令和8年度からは、これからのまちづくりを担う人材の発掘・育成に、より一層力を入れるとともに、町内会やコミュニティ推進協議会など、地域で活動する団体のニーズに寄り添った支援を行い、中間支援としての役割をしっかりと定着させていきます。

市民交流センターフロイデについて、温水プールの継続決定に伴い、外壁や屋根などの改修に加え、プールの湿気対策などを含めた改修工事に向けて、実施設計を進めていきます。

多様な価値観、背景を持つ全ての市民皆さんが、安心して暮らし、互いに尊重し合えるま

ちにするため、ジェンダー平等や多文化共生に関する施策を推進します。

令和10年3月に期限を迎える「犬山市男女共同参画推進指針」の見直しに向けた市民意識調査を実施し、ジェンダー平等の実現に取り組んでまいります。

令和7年度に3,000人を超え、今後も増えていくことが予想される外国人市民皆さんへのコミュニケーション支援として、窓口通訳者や電話通訳システムの利用促進、多言語による情報提供の充実を図り、必要な情報を正しく届けるための環境整備に市役所全体で努めてまいります。

3年目を迎える多文化交流マルシェやスポーツを通じた交流事業を実施し、外国人市民及び日本人市民皆さんと行政との距離を縮めて相互理解を深め、よりよい共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

防災について、住民が主体となって参加する訓練として、総合防災訓練を東小学校で、土砂災害の危険のある地区での災害に備える訓練を入鹿地区で実施します。これらの訓練により、地域防災力のさらなる向上を図ってまいります。

ペットとの同室避難や福祉避難所、ボランティアセンターの開設訓練を繰り返し行いながら、避難所運営の改善に努めていくとともに、自主避難所登録制度を創設し、地域と連携した災害対策を進めます。

新たに、災害による断水時に生活用水を確保するため、災害時協力井戸の整備に関する費用の補助を導入します。

公共交通では、わん丸君バスの路線及びダイヤの見直しを含めた再編を12月に実施します。再編により、運賃などの見直しや商業施設などへの乗入れを予定しています。

現在実施している公共ライドシェアは、朝夜の運行を継続するとともに、新たな地区において、日中の時間帯においても予約制で運行し、将来の移動手段としての実用性について検証を行います。また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、65歳以上を対象にタクシーの利用補助を実施したいと思っています。

交通防犯対策について、4月から始まる自転車の交通反則通告制度について、市民皆さんへの普及啓発に努めていきます。自転車乗車用ヘルメット購入費や自宅を犯罪から守るための対策費などの補助を継続するとともに、防犯カメラを計画的に増設することで、引き続き、安全で安心なまちづくりの推進に取り組みます。

次に「ふくし部」です。

福祉相談と支援の要となる重層的支援体制整備事業を推進するに当たり、多様化、複雑化する市民皆さんの困り事に適切に対応するため、職員のスキルアップとサポートを目的として、ケースワーク記録のデータベース化を行い、地域資源やこれまでの事例の見える化と活用を進めます。

増え続ける生活にお困りの方に対しては、就労準備支援や家計改善支援、住まいの支援など、その方の自立を促しながら、一人一人に寄り添ったオーダーメイドの支援を行います。

犬山市では初の取組として、日本赤十字社愛知県支部との共催により、医療関係者や防災関係者との協働による医療救護実働訓練を実施するとともに、犬山市社会福祉協議会を支援し、引き続き災害ボランティアセンターの機能強化を進めます。

令和8年度から、在宅で人工呼吸器をお使いになる障害者の安心と安全を確保するため、災害時や停電時における非常用電源の購入費用の助成を開始します。

令和6年4月に施行した手話言語条例による取組の一環として、園児を対象とした手話歌体験や手話による挨拶の普及を進めるほか、障害者も利用しやすい「やさしいおみせ」や、声かけサポート講座などの取組を進めます。

令和9年度以降の障害者福祉施策の方向性を定めるため、現計画の評価と現状分析などを踏まえ、「第8期犬山市障害福祉計画」と「第4期犬山市障害児福祉計画」を策定します。

令和9年度以降の高齢者福祉施策の方向性と介護保険料の額などを定めるため、現計画の評価と現状分析などを踏まえ、「第11次高齢者福祉計画」と「第10次介護保険事業計画」を策定するとともに、認知症基本法に基づき、本市では初となる「認知症施策推進計画」を策定します。

地域包括ケアシステムの構築を目指し、高齢者あんしん相談センターの体制強化を進めているところですが、今後も高齢者を取り巻く課題は多様化、複雑化することが見込まれており、その対応のため、高齢者あんしん相談センターの仕様を見直し、改めて運営事業者の選定に係るプロポーザルを行います。

認知症への取組として、引き続き早期発見と能動的な支援を行うほか、特に小学生を対象とした認知症サポーターの養成に力を入れるとともに、チームオレンジの立上げの支援を進めます。

国民健康保険事業では、令和8年度の保険税率の算定に当たり、国策による子ども・子育て支援納付金の創設により、負担増を余儀なくされる状況ですが、改めて被保険者の方々を取り巻く環境や、事業基金の在り方、愛知県による負担の平準化などについて、運営協議会による分析と検討を重ねた結果、事業基金の一層の活用などにより、全体の保険税負担額を据え置くこととしました。

次に「子ども健康部」です。

子どもの最善の利益を求め、子どもを権利の主体として保障し、本市の子育て支援を一層推進するため、子どもの権利条例の令和8年度制定に向け、子どもたちの意見を聞きながら作業を進めています。

この条例の制定をきっかけとして、子どもを権利の主体として認識し、全ての子どもが、心身ともに健やかに成長し、安心して暮らしていけるまち犬山となるよう、取り組んでいきます。

令和6年5月には、本市で、児童虐待による、痛ましく悲しい死亡事件が発生をいたしました。令和6年度中に内部検証を行うとともに、児童虐待対応マニュアルを整備し、内部検証で指摘された課題に対応できるよう、体制の充実を行ってきました。

令和8年度も引き続き、児童虐待に対応する体制を維持し、対応を常に見直しながら、子どもの安全を守る取組を進めていきます。

4月には、ヨシヅヤ犬山店2階に子ども屋内遊戯施設「わん！だーらんど」がオープンします。近年の災害とも言えるような酷暑など、天候に左右されずに子どもが楽しく遊べ、親も楽しみ、リラックスしながら子どもを見守れる施設を目指し整備を進めてきました。

商業施設内という立地を生かし、気軽に立ち寄って、子育ての相談ができるよう、相談室も設置します。

4月に開園する「にじいろ保育園羽黒」に、4つ目の子育て支援センターとして、「子育て支援センターみらい」を設置します。「わん！だーらんど」の相談室と合わせて、子育てに悩む親の相談場所を拡充していきます。

当市ではこれまで、保育所を利用している児童の保護者が、第2子以降の出産に伴う育児休業を取得した際、保育所を利用している児童が0歳児・1歳児クラスに所属している場合は、退園をお願いしておりました。その「育休退園制度」については、公立保育園2園の統合・民設民営化をした結果、保育士確保の見通しが立ちましたので、令和7年度をもって廃止します。これにより、令和8年度からは、保護者が第2子以降の出産に伴う育児休業を取得された場合、既に保育所に通っている0歳児・1歳児の児童も、希望により継続して保育園の利用ができることとなります。

4月に、旧市民プール跡地において、羽黒子ども未来園と羽黒北子ども未来園を統合した、民設民営による認可保育所「にじいろ保育園羽黒」が開園します。

当市として、新しい運営形態となる保育サービスの提供となり、公立にはない特色のあるサービスが期待できますので、民と公でお互いに保育の質を高め合い、よりよい保育環境をつくってまいります。

4月より全国の自治体において「乳児等通園支援事業」いわゆる「こども誰でも通園支援事業」が開始されます。この制度は、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度として創設されたものです。

公立では羽黒南子ども未来園において実施とし、そのほか、市内の民間事業所にもご協力をいただくこととしています。

国の新しい制度実施も含め、全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して支援していきます。

医療・保健の分野では、地域の医療レベルの引上げのため、当市で唯一の第二次救急医療機関として地域医療の中核を担う、総合犬山中央病院が導入する先端医療機器への補助を行うことで、市民の緊急時に、身近で迅速かつ高度な医療を受けることができるよう支援します。

建築から45年となる休日急病診療所では、引き続き市民皆さんの救急医療を担うため、使いやすさの向上や、機能の維持のための改修に先立つ設計に着手します。

犬山市民健康館の在り方について、1年にわたり分析と検討を重ねた結果、人的リソースの活用や経費節減などによる財源確保を目的として、保健センターの機能を集約し、令和10年度から母子保健など保健センターの業務も犬山市民健康館で実施していきます。

さら・さくらの湯は存続し、新たな介護予防事業の準備に着手することとしました。現下の利用状況などから今後料金の改定を行い、収支の改善を図ります。

母子保健の分野では、産後ケア事業の選択肢として、令和8年度中に、新たにホテルミューズスタイル犬山エクスペリエンスを追加し、これまで以上に幅広く母子のニーズに寄り添い、

その不安や負担の軽減を図ります。

発達障害のスクリーニングを目的とした5歳児健診は、そのフォローアップの体制確保と合わせ、令和9年度からの実施に向け、関係機関との調整などの準備を進めているところで

す。

予防接種事業では、妊婦を対象としたRSウイルスの予防接種が令和8年度から定期接種となることから、適切かつ円滑な接種のため、周知等を行ってまいります。

次に「都市整備部」です。

五郎丸東一丁目地区のまちづくりについて、令和7年度に実施した地権者への意向確認において、85%の方から、詳細な事業検討を進めていくことへ賛同を得られました。そこで、令和8年度は土地区画整理組合の事業計画作成に向け、現況測量や関係機関の協議を進めていきます。

既存の市営住宅について、耐震性の不足や老朽化が著しいことから、借上市営住宅への切り替えを進めます。

今後、住宅の募集を行うとともに、入居者の方々と話し合いを進めながら、順次転居を図ってまいります。

「都市計画道路蟬屋長塚線」の整備について、令和7年度の予備設計及び用地測量に続き、令和8年度は詳細設計の実施と合わせて道路用地の取得に着手します。

「市道楽田桃花台線」について、引き続き現在の道路用地幅による拡幅工事を荒井池付近から西側に進めてまいります。

都市基盤の未整備な市街地対策について、五郎丸西地区の五郎丸第二排水区の排水路及び雨水調整池の整備に向けて、令和7年度に続き、事業用地の取得を進めるとともに、橋爪・五郎丸地区計画内の道路の整備や狭隘道路の改善についても、引き続き取り組んでまいります。

ゲリラ豪雨などによる冠水対策として、羽黒新田・楽田西地区の工業団地周辺の五ヶ村排水区について、引き続き雨水幹線の整備を進めてまいります。

橋梁長寿命化修繕について、計画に基づき、令和8年度は梅坪高架橋の修繕工事を進めてまいります。

また、橋爪及び五郎丸子ども未来園の跡地に、地区計画公園を整備します。

市道の舗装改修について、幹線道路や交通量の多い道路の舗装劣化状況を把握し、計画的な工事を実施しています。舗装の劣化状況は日々変化していくため、その状況に応じた舗装改修計画の修正を行いながら、令和8年度も引き続き工事を実施してまいります。特に市道犬山公園小牧線については、県道若宮江南線交差点から井堀向交差点までの区間を対象に、令和9年度末の工事完了を目指し、事業を推進してまいります。

視覚障害者の方が安心して通行できる環境整備として、犬山駅から犬山市役所や商業施設などへつながる歩道において、点字ブロックの連続性が確保されていない箇所へ設置を進めてまいります。

企業会計である水道事業及び下水道事業については、将来にわたり市民皆さんに安心・安全なサービスを継続して提供できるよう、引き続き計画的に設備投資を進めていく方針とし

ています。

水道事業について、施設の整備は、羽黒浄水場の電気設備の更新工事や長者町団地をはじめとする水道管の更新及び耐震化を実施し、安定した水の供給を目指します。

加えて、物価の上昇に伴う原価の高騰や県営水道料金の改定に対応し、今後も適切に設備投資を継続しながら健全な運営を行うために、水道料金の在り方を含めた経営戦略の見直しを引き続き進めてまいります。

下水道事業について、令和6年度に改定した犬山市下水道事業経営戦略に基づき、4月から使用料の改定を行います。

これまでに、犬山市広報への掲載や使用料が多い方への直接訪問、説明会の開催などを行っており、今後も、使用者の方に対するチラシの各戸配布を行い、丁寧な周知に努めてまいります。

下水道整備について、令和7年度末に、五条川右岸処理区がおおむね完了し、令和8年度は五条川左岸処理区の前原台団地内を引き続き進め、令和9年度末に予定している集中浄化槽からの一斉切替えによる供用開始に向けて着実に進めてまいります。

新規整備が終了する令和10年度からは、既設管の老朽化対策を重点的に行い、不明水対策を積極的に進めてまいります。

次に「経済環境部」です。

環境分野の総合的な計画である環境基本計画について、令和7年度に実施した中間評価の結果を踏まえ、必要な見直しを実施します。

地球温暖化対策として、従来からの地球温暖化対策設備の設置、電気自動車等の購入に加え、新たに高齢者世帯向けのエアコン設置補助を開始し、市民皆さんによる取組を後押しします。

自然環境保全では、豊かな自然環境及び生物多様性の保全を推進するため、犬山里山学センターを拠点に取組を進め、将来的には、サントリーホールディングス株式会社と締結した、「サントリー天然水の森 あいち犬山」の森づくり活動に関する協定書による活動を通じ、市民皆さんと地元事業者が犬山里山学センターを拠点に協働できる体制づくりを目指してまいります。

循環型社会の実現に向けて、2市2町で構成する尾張北部環境組合で整備を進めている広域ごみ処理施設について、令和10年度の供用開始に向けて構成自治体として適切な事業推進が図られるよう、引き続き取り組むとともに、都市美化センターの解体基本計画策定に着手します。また、都市美化センター建設の地元補償事業として、善師野地区において防災広場整備工事に着手します。

地域経済施策において、物価高騰や金利・関税の影響により地域経済の見通しが不透明ではありますが、事業者ごとの経営課題に寄り添い進めてまいります。

当市の産業振興の軸足である中小企業の事業活動の継続に対する支援制度を引き続き実施しながら、多くの中小企業が課題とする人的リソース不足への対応についても令和7年度から着手しています。

事業活動の効率化や生産性の向上が図られるDXの推進支援や、近年の多様化した採用事

務への支援、人材の定着率の向上に向けた支援などに取り組んでまいります。

地域での雇用の創出、自主財源の確保、沿道のにぎわいによる活性化を促進するため、引き続き全庁的な協力体制により、産業集積誘導エリア及び商業集積ラインへの、工場立地や商業立地を進めます。

農業施策においては、犬山の農業を守るため、耕作放棄地対策、有害鳥獣対策、新規就農者の確保などに継続的に取り組むとともに、持続可能な産地づくりとして進める犬山産農産物のブランディングの推進として、農業人材の育成に引き続き積極的に取り組むなど農業振興を総合的に進めてまいります。

観光施策は、「犬山市観光戦略」に基づいた取組を継続して進めます。観光客が訪れ、交流人口が拡大することは、まちの活力の維持向上に資するものであり、人口減少の局面において、極めて重要な施策となります。そのため、引き続き「近きものよこび、遠きものきたる」を念頭に、課題を改善し、市民皆さんや観光客にとって誇りと魅力のある持続可能な観光まちづくりを進め、犬山観光の高質化及び平準化・分散化に全力で取り組みます。

市民生活と観光客との共存と調和に向けて、城下町地区住民との対話を続けるとともに、昨年まで関係団体のみで構成されていた、「SDGs観光まちづくり会議」を、地域事業者と連携した会議に拡大し、ワークショップや交流会などを関係団体と事業者が連携して開催する取組を進めます。

城下町周辺の混雑緩和と新たな財源確保を目指し、令和6年度から、繁忙期の行楽シーズンの土日祝日を中心に特定日を定め、駐車場使用料を改定する取組を実施しています。令和8年度は、令和7年度のおよそ2倍となる91日間を特定日として設定し、さらに混雑緩和と新たな財源確保の取組を強化してまいります。

新たな財源の確保を目指し、犬山市の特性を生かした観光税についても継続して研究してまいります。

木曽川河川空間を生かしたまちづくりでは、令和7年度に「犬山市かわまちづくり計画」が国に認定されました。これにより令和8年度は、木曽川河川空間の活性化事業が具体的に着手されることとなり、現在、国と市の役割分担の調整が行われています。

内田地区の地域皆さんとは、今後も検討、対話を重ね、河畔に親しみ、楽しむ空間づくりを一緒に検討していくとともに、必要な機能も兼ね備えた空間づくりを検討してまいります。

花火大会は、令和8年度も木曽川河畔にてロングラン花火を開催します。夏の風物詩として皆様に楽しんでいただけるよう、安全に留意しながら内容を工夫して実施します。同時に「宵のいぬやマルシェ」も開催し、木曽川河畔での夜のにぎわいづくりに努めます。

木曽川うかい事業について、犬山観光株式会社と連携し（※17ページに訂正発言あり）、伝統漁法の保存継承に努めるとともに、重要な観光資源としてさらなる磨き上げを図ります。

栗栖地区では、栗栖園地拡張のための整備を継続し、犬山の自然を満喫できるアウトドア空間としての利便性や魅力を高めます。

名古屋鉄道株式会社と連携し、通年での観光プロモーションを継続して展開します。

犬山観光のブランド力強化を図り、全国的な認知度を獲得できるよう取組を続けます。

魅力ある観光地づくりのため、犬山市観光協会と緊密に連携し、住民が担い手となる体験

型観光コンテンツの造成支援を進めるとともに、様々な事業者や団体、そして市民皆さんとも連携・協力して、新たなコンテンツ造成にも取り組んでまいります。

次に「教育部」です。

小中学校の給食費は、国による公立小学校給食の負担軽減方針による支援、及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することにより、1年間無料化を実施したいと思っています。

なお、食材費が高騰しており、特に主食となる米の値上がりに対応するため、1食当たりの材料費を、小学校360円、中学校420円として算定することにより、子どもたちの成長に必要な量と栄養のバランスのよい、また、食育の生きた教材として給食を提供します。

犬山南小学校の大規模改修事業は、校舎の改修は令和7年度の南校舎長寿命化改良工事をもって完了しており、令和8年度は仮設進入路の撤去と外構工事を実施することで整備を完了します。

城東中学校について、令和7年度中に策定する基本設計を基に、実施設計業務に着手します。

小中学校施設の長寿命化計画に基づき、城東小学校非構造部材改修工事をはじめ、老朽化した空調機器の更新を行うとともに、現状では空調機器が設置されていない体育館について、全ての小学校に空調を整備することを予定し、教育環境の保全・向上に努めます。

犬山市が進めてきた少人数学級は、国・県により小学校1年から中学校2年まで実施されることから、市独自で中学校の少人数学級対応として常勤講師2名、非常勤講師3名を配置し、引き続き小中学校全ての学年で少人数学級を実施します。

少人数授業・TT授業の継続、充実のため、非常勤講師2名を増員するとともに、小学校高学年での教科担任制を進めるため、対応教員を3名配置し、特別な支援を必要とする児童生徒の学びを保障するため、特別支援教育支援員を1名増員し、介助員、看護師を適切に配置します。

中学校の週休日の部活動は、令和8年9月から地域クラブによる活動の展開を目指し、学校と地域の連携に取り組みます。生徒・保護者・指導者のニーズを基に、部活動地域移行検討委員会で多角的・多面的に協議を進めながら、地域における持続可能なスポーツ活動、文化活動への展開を図ります。

文化振興について、子どもから大人まで幅広い世代に向け、質の高い芸術文化に触れる事業を開催するなど、文化が近くにあるまちを推し進める事業を展開してまいります。

5月に開講する市民総合大学敬道館は、受講者が増加傾向にあり、市民皆さんの多様な学びを支援するため、実技や体験を伴う講座を増設します。令和8年度は、「わらじを作り犬山を歩こう」、「旧堀部邸を拠点に城下町で学ぼう」などを追加し、7学部39講座を開催してまいります。

子ども大学は、地域で子どもを育てる活動として、引き続き開催してまいります。日本文化に触れる茶道、華道をはじめ17講座と、新たに、小学生高学年に向けた「おもちゃでサイエンス」、中学生向けに「総合パソコンスキル道」を加え、計19講座を予定しています。

市民文化会館と南部公民館では、安全確保と利活用促進のため、舞台設備や大ホールのト

イレ改修など大規模な改修工事を進めていきます。市民皆さんにはご迷惑をおかけいたしますが、市民文化会館大ホールは3月から6月まで、南部公民館講堂は7月から9月まで、それぞれ休館して工事を進め、令和8年11月完成を目指します。

市民文化会館は、自主事業や舞台貸しをするなど多様な利活用を進めているところで、令和8年度は、愛知県と協働で、若手芸術家による現代美術展、ワークショップなどを実施する国際芸術祭「あいち」地域展開事業を、令和8年11月に羽黒地区を中心に行います。また、令和9年2月には、NHK名古屋放送局と連携し、「新・BS日本のうた」の公開収録を実施するなど、多くの市民皆さんにご満足いただける質の高い文化事業の開催を予定しています。

市立図書館では、家庭、学校、地域などと連携を図り、子どもの成長に合わせて読書に親しめる機会の提供など第三次子ども読書活動推進計画の取組を進めます。また、図書館内のパソコン機器の更新や改修工事など、施設整備に努めてまいります。

スポーツによる市民交流を積極的に進め、地域経済の活性化を推進し、スポーツを通じたまちづくりを積極的に展開します。

令和8年9月19日から愛知県全域で開催する「アジア・アジアパラ競技大会」においては、当市において、8月30日にアジア大会、10月12日にアジアパラ大会の聖火リレーを開催します。また、エナジーサポートアリーナがバレーボール競技の練習会場となることが予定されており、トップアスリートのプレーに触れる機会の創出など、市民皆さんが身近にスポーツに親しめる環境づくりに取り組んでまいります。

スポーツコミッションについて、少年軟式野球大会やトレイルランニングレース、フライングディスク、ピククルボール、居合道、e-スポーツなど多彩な競技大会を誘致・開催しており、スポーツと観光事業を結びつけて、相乗効果を生み出し、地域経済を活性化するスポーツツーリズム事業として展開します。

犬山を中心に活動するプロバスケットボールチーム「A I C H I S . O N E」との連携を深め、プロリーグ戦や地域に密着したイベントの開催、次世代を担うジュニア世代へのスポーツ教室の開催などの事業を継続します。

市民一人一人がスポーツに触れ合うことができるよう、犬山市スポーツ協会やスポーツ推進委員、地域スポーツ団体、大学などと連携を深め、競技スポーツの推進とともに、ボッチャやモルックなどのニュースポーツの普及など、子どもたちから高齢者まで、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組みます。

犬山市史編さん事業について、令和8年度末に「犬山市史通史編 平成」の完成を目指して編さん作業を進めます。犬山市文化財保存活用地域計画事業について、「犬山歴史文化ぷらっとフォーム」の活動を通じ、参加団体間の交流を深め連携を強化することで、市内文化財の保存と活用につなげていきます。

民俗文化財の分野では、引き続き、犬山祭の車山行事の伝承保存事業や、各地域で守り伝えられてきた伝統行事の継承と保護のための民俗文化財伝承保存事業を実施します。

天然記念物ヒトツバタゴ自生地について、自生地を確実に保護しながら来訪者の満足度を高められるよう、立入防止柵や解説看板の更新工事を行うとともに、ヒトツバタゴ講習会を

開催し、市民皆さんと共に守り伝えていきます。

史跡犬山城跡の整備として、大手門枡形跡の一部である福祉会館跡地の史跡整備実施設計を行います。犬山城の防災対策について、令和7年度に策定した「犬山城防災対策計画」に基づき、天守の防災工事実施設計を行います。また、ソフト面では防災対策専任の警備員を配置し、万が一の災害などに対して万全の備えをします。

「小牧・長久手の戦い」について、現在放送中の大河ドラマ「豊臣兄弟！」に合わせた情報発信を行うとともに、4月22日に予定されている長久手古戦場記念館のオープンに合わせ、小牧市・長久手市・日進市とともに「限定 犬山・小牧・長久手の戦い合戦印」（※17ページに訂正発言あり）を発売し、「真の天下分け目の一戦」を国内外に発信し、人々の往来を促します。

子どもたちによる「犬山城みらいサポーター」の活動は、引き続き、「国宝五城天守合同床磨き」や「犬山城について学び、発信する活動」などを通じ、文化財への愛着を深め、次世代に引き継ぐ活動を展開します。

犬山城を含む「近世城郭の天守群」の世界遺産登録について、関係市と連携しながら国の暫定一覧表への記載に向けた取組を進めるとともに、世界遺産登録に向けた機運の醸成を図ってまいります。

最後に「消防」です。

複雑多様化する災害から市民皆さんの安心・安全を守るため、消防車両や資機材の計画的な更新を進めてまいります。

消防団活動では、消防団DXアプリケーションにより活動の効率化を図るとともに、装備の充実を図ってまいります。

市民体験型の消防広場などにより、消防の魅力を伝え、若い世代をはじめとする新たな入団者の確保に向け、加入促進に取り組んでまいります。

火災予防対策として、事業所における防火管理と法令遵守の徹底を図るため立入検査を行い、重大な消防法令違反については厳格に対処し、市民皆さんの安心・安全のため、その情報を公表制度により、市のホームページで公開いたします。

住宅火災予防として、高齢者及び障害者世帯へ住宅用火災警報器の取付け支援を継続して行うとともに、設置から10年を経過した機器の取換えを促進し、住宅火災による死傷事故防止と防火意識を高めていきます。

消防署では、市民皆さんの安心・安全を守るため、隊員の知識や技術の向上に励み、各種災害に対応してまいります。救急救命士の養成のほか、各種救急講習を開催し、救命率の向上を目指します。

以上、令和8年度当初予算並びに市政に臨む私の施策について述べてまいりました。市役所のみならず「ちょうどいい犬山」で犬山を売り込んで、犬山がもうかること考えて、みんなで犬山の推し活をやって「必要なところに 暮らしを支える予算」を実現していきます。

また、これまでにないことや、やっていないことをつくり出していくことも求められます。

これまでの「ちょうどいいまち犬山」をキーワードに「来るまち犬山から、住むまち犬山」への展開を図ってきました。令和8年度は「ちょうどいい」のキーワードに「女性」を加え

ていきたい。女性の視点で、ちょうどいい犬山ならではの強みを核に、「暮らす・働く・学ぶ・楽しむ」など一体設計ができないかを考えてみたいと思っています。

犬山市は、歴史文化や観光、川や里山の自然、名古屋市と岐阜市に近接という希少な組合せを持っています。こうした強みやまだある可能性や潜在力を生活価値に置き換えて、女性の「安心と便利、自己実現」を同時に満たす設計で、皆さんに犬山に住みたい、住み続けたいと感じてもらい、よりよい暮らしにつながる犬山を創造したいと考えています。

さらに、中日ドラゴンズのファーム拠点誘致についてです。どこの市町より早く、一番に手を挙げました。それだけ思いがあるということです。そもそもスポーツや芸術文化が身近にあると、犬山はより豊かで魅力のあるまちになると思っていました。その中で、ドラゴンズのファーム拠点移転の報道がされました。子どもたちが学校の終わりに球場に行ける。仕事が早く終わったから野球を観にいこうという環境が犬山にあったら何ていいんだろう。中日の選手と犬山のまちの中で会えたらどれほどワクワクするのだろう。犬山のまちのデザインがこれまでにないものとなり、さらに魅力や求心力、可能性が高まることにつながる。そんなチャンスが犬山にあるなら、挑戦したい。だから、犬山にしかできない、犬山らしい提案で、公募に臨んでいきます。

何事も環境が整うのを待つのではなく、自ら、犬山から一步を踏み出すことが大切なんだと思っています。今は完璧じゃなくとも、強い思いと本気があればいい。一步踏み出すから、自分たちのまち犬山と、これからの未来が変わっていくはずです。

市長就任から4年目の最終年を迎えています。政策実現のため時間軸を意識して、市民皆さんと犬山市のために何が一番かを考えて、真面目に正直で丁寧に市政運営に取り組んでいきます。

改めて、議員皆さん、市民皆さんのご理解とご協力をお願いを申し上げて、私の施政方針とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

今の発言で大変恐縮です。訂正をさせていただきます。

28ページ目の観光についてです。「犬山観光株式会社と連携し」と申し上げました。「木曾川観光株式会社と連携し」に訂正をさせていただきます。

また、36ページです。小牧・長久手の戦いについての小牧市、長久手市、日進市とともに、「犬山・小牧・長久手の戦い」と申し上げました。これは私の思いが強かったようでありませぬ。「限定 小牧・長久手の戦い合戦印」と訂正をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げながら、おわび申し上げます。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 施政方針演説は終わりました。

議事の進行上、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

再 開

午前11時05分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第5 第3号議案から第40号議案まで

◎議長（大沢秀教君） 日程第5、第3号議案から第40号議案までを議題といたします。

お諮りいたします。第3号議案から第40号議案までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

第3号議案から第40号議案までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） それでは、令和8年2月定例議会に提出しました議案につきまして説明をさせていただきます。

今回の定例議会では、皆様のお手元にお届けしたとおり、38の議案を提出させていただきました。

内容といたしましては、条例案件20件、単行案件1件、人事案件1件、令和8年度当初予算案件8件、令和7年度補正予算案件8件でございます。

私からは、条例案件、単行案件及び人事案件について説明をさせていただき、予算案件については、それぞれの担当部長から説明をさせていただきます。

お手元の議案と説明の順番が前後いたしますが、よろしく願いいたします。

まず、第3号議案 犬山市障害共生基金の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市障害共生基金を設置するため、条例を制定するものです。2ページをお開きください。

第1条では、この条例の趣旨について、第2条では、基金の設置について、第3条では、積み立てる額について、第4条では、基金の管理について、第5条では、運用収益の処理について、第6条では、基金の処分について、第7条では、基金の繰替運用について、第8条では、委任について定めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第4号議案 犬山市国際交流事業振興基金の設置及び管理に関する条例の廃止について、ご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市国際交流事業振興基金を廃止するため、条例を廃止するものです。

今後、基金の目的である「広く市民の国際交流事業の振興を図るため」の費用につきましては、必要に応じて予算化をして実施することとし、基金を廃止するものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第5号議案 犬山国際交流村の設置及び管理に関する条例の廃止について、ご説明します。
この案を提出しますのは、犬山国際交流村の用途を廃止するため、条例を廃止するものです。

この施設は、平成6年度に供用を開始し、平成14年度に犬山市が愛知県から譲渡を受けました。平成27年度から平成28年度にかけて、利用者数の減少や施設の老朽化を理由に一部施設を解体し、借地の返還をしています。所期の目的を達成したことに伴い、その用途を廃止するものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第6号議案 犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、指定管理者の候補者の選定手續に係る特例の追加等のため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第4条第3項では、指定管理者の候補者の選定に必要な犬山市公の施設指定管理者選定審議会への諮問及び答申が例外的に不要となる要件を定め、同条第4項では、この例外規定の適用を受けた場合に、犬山市プロポーザル審査委員会において当該候補者の選定に係る審査が可能となるよう読替規定を設けるものです。

その他字句の修正等所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第7号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、市長の附属機関として、犬山市いじめ問題再調査委員会を、教育委員会の附属機関として、犬山市いじめ問題専門委員会を設置するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、5ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

別表第1では、市長の附属機関として、いじめ防止対策推進法の規定による調査の結果について調査する犬山市いじめ問題再調査委員会を追加するものです。

別表第2では、教育委員会の附属機関として、いじめ防止対策推進法の規定する重大事態に係る事実関係を明確にするため調査する、犬山市いじめ問題専門委員会を追加するものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第8号議案 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、議会議員の期末手当の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第1条関係では、12月に支給する期末手当の支給率を、「100分の177.5」に改め、第2条関係では、令和8年度以降の期末手当の支給率を、6月、12月ともに「100分の175」に改めるものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第9号議案 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、議会議員の議員報酬月額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

議員報酬について規定する第1条において、議長の議員報酬月額を53万6,000円、副議長の議員報酬月額を49万1,000円、議員の議員報酬月額を47万6,000円に改めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第10号議案 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第1条関係では、12月に支給する期末手当の支給率を、「100分の177.5」に改め、第2条関係では、令和8年度以降の期末手当の支給率を、6月、12月ともに「100分の175」に改めるものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第11号議案 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、市長、副市長及び教育長の給料月額を改めるため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

特別職の給料月額について規定する第2条で、市長の給料月額を98万1,000円に、副市長の給料月額を81万3,000円に、教育長の給料月額を72万2,000円に改めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第12号議案 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、職員の給与を改定するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、15ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第1条関係において、宿日直手当について規定する第18条では、職員の宿日直手当の額を改め、期末手当について規定する第19条では、職員の12月に支給する期末手当の支給率を、「100分の127.5」に改め、勤勉手当について規定する第20条では、職員の12月に支給する勤勉手当の支給率を、「100分の107.5」に改めるものです。

別表第1及び別表第2では、行政職給料表を改定し、若年層が在職する号給に重点を置き、職員の給料月額の引上げをするものです。

25ページ以降の第2条関係において、期末手当について規定する第19条では、職員の期末手当の支給率を、令和8年度から、6月、12月ともに、「100分の126.25」に改め、勤勉手当について規定する第20条では、職員の勤勉手当の支給率を、令和8年度から、6月、12月ともに、「100分の106.25」に改めるものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第13号議案 犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、会計年度任用職員の給与を改定するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、8ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

別表第1では、正規職員の行政職給料表の改定に伴い、給料表を改定するものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第14号議案 犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、災害応急作業等手当を定めるため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、5ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

手当の種類等について規定する別表に、災害応急作業等手当を新たに規定するものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第15号議案 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、公の施設に係る使用料の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、30ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第2条関係の別表第2、第3条関係の別表第2、第5条関係及び第9条関係を除き、「公共施設使用料の見直しに関する基本方針」に基づき、令和4年度から令和6年度までの施設の維持管理費の実績を基に、各公共施設の使用料の見直しを行うものです。

それ以外の改正は、スポーツ施設について、基本方針の対象ではない個人利用に係る使用料の見直しを独自に行うものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第16号議案 犬山市立保育園条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市立羽黒子ども未来園、犬山市立羽黒北子ども未来園の用途を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

改正の内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

保育園の名称及び位置について規定する第3条で、「犬山市立羽黒子ども未来園」及び「犬山市立羽黒北子ども未来園」を削除するものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第17号議案 犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部改正等について、ご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市立丸山子ども未来園及び犬山市立犬山幼稚園を統合し、認定こども園として犬山市立丸山子ども未来園を設置するため、条例の一部を改正等するものです。

改正の内容につきましては、4ページの新旧対照表によりご説明します。

犬山市立保育園条例の一部改正をする第1条関係では、保育園の名称及び位置について規

定する第3条で、「犬山市立丸山子ども未来園」を削除し、犬山市立認定こども園条例の一部改正をする第2条関係では、保育園の名称、位置について規定する第3条で、「犬山市立丸山子ども未来園」を新たに追加し、第3条関係では、犬山市立犬山幼稚園の閉園に伴い、犬山市立幼稚園条例を廃止するものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第18号議案 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、国民健康保険税の課税額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、8ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

課税額について規定する第2条では、新たに「子ども・子育て支援納付金課税額」を追加し、9ページの基礎課税額の世帯別平等割額について規定する第5条では、「子ども・子育て支援納付金課税額」の追加に伴う改正をし、第6条では、後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、第7条では、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、第7条の2では、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について改正し、10ページの第8条では、介護納付金の所得割額について、第9条では、介護納付金の被保険者均等割額について改正し、第9条の3から第9条の6まででは、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額、世帯別平等割額について、新たに定めるものです。

国民健康保険税の減額について規定する第23条では、均等割額の改定と子ども・子育て支援納付金課税額の創設に伴い、減額する額についてそれぞれ改正するものです。

また、未就学児の均等割額を2分の1とする規定、出産被保険者の減額措置についても同様に改めるものです。

14ページ以降の附則では、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を定めたことによる、国民健康保険税の課税の特例について所要の改正をするものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第19号議案 犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、借上市営住宅制度への移行等のため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、5ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

用語の定義について規定する第2条では、借上市営住宅制度への移行に伴い、市営住宅の定義を改め、第3条の2、第3条の3では、市営住宅の整備基準等について新たに規定し、6ページの市営住宅の入居の手続について規定する第12条では、国の方針に基づき、市営住宅の賃貸契約に係る連帯保証人を不要とする等、入居条件を緩和する改正をし、7ページの第41条では、市営住宅管理人の廃止に伴い必要な改正をするものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第20号議案 犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、交通災害及び犯罪被害見舞金に係る支給額の改定等のため、条例の一部を改正するものです。

改正の内容につきましては、4ページの新旧対照表によりご説明します。

見舞金の種類、額について規定する別表において、死亡見舞金を30万円、傷害見舞金を10万円に改めるものです。

その他字句の修正等所要の改正をするものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第21号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第5条では、消防作業従事者等の補償基礎額を、別表では、非常勤消防団員等の階級と勤務年数から定める補償基礎額をそれぞれ改正するものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第22号議案 犬山市火災予防条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加するため、第7条の2として「簡易サウナ設備」に関する事項を新たに規定し、住宅における火災の予防の推進について規定する第29条の8において、感震ブレーカーを追加するものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第23号議案 和解及び損害賠償の額を定めることについて、ご説明します。

この案を提出しますのは、道路の瑕疵により発生した道路陥没事故に関し、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

令和7年10月7日に発生した事故について、過失が全て犬山市と認定されたため、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定し、相手方と和解するものです。

事故の概要等につきましては、2ページをご参照ください。

第24号議案 犬山市教育委員会委員の任命について、ご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市教育委員会委員の堀 美鈴氏の任期が、本年3月31日をもって満了となりますので、後任者を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

後任者としまして、笠井 尚氏を任命するものです。

なお、経歴書及び所信を添付しておりますので、ご参照ください。

私からは以上でございます。

◎議長（大沢秀教君） 続いて、井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 私からは、第25号議案と第33号議案について説明いたします。

まず、第25号議案 令和8年度犬山市一般会計予算についてです。

予算書の5ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を313億9,097万8,000円と定め、第2条は、10ページの第2表 繰越明許費のとおり新規採用職員募集事業など3事業について繰越明許費を定め、第3条は、11ページの第3表 債務負担行為のとおり内部情報系システム包括的業務委託など5事業について債務負担行為を定めるものです。

第4条は、12、13ページの第4表 地方債のとおり災害援護貸付金のほか30の事業債について定め、第5条では、一時借入金の最高額を10億円と定め、第6条では、預金債権と地方債債務とを相殺できる旨について、また、第7条では、給料、職員手当等及び共済費に限り、同一款内で項をまたぐ流用を可能とする旨を定めています。

なお、以降の説明において、この予算の特徴となる新規事業や主要事業につきましては、市長の施政方針のとおりですので、私からは金額を中心とした予算の全体像について説明させていただきます。

まず、予算総額としましては、過去最高の予算額となり、令和7年度の当初予算に比べ、金額にして、4億1,174万4,000円、率にして、1.3%の増額となりました。

主な要因として、7款の土木費では、蟬屋長塚線の道路整備に係る業務、地区計画公園の整備などにより、全体で約4億7,000万円の増額、4款の衛生費では、総合犬山中央病院が導入する先端医療機器に対する補助、善師野防災広場の整備、尾張北部環境組合負担金の増などにより、全体で約3億9,000万円の増額、6款の商工費では、企業再投資促進補助金の増などにより、全体で約2億7,000万円の増額、3款の民生費では、市内民間保育所に対する保育園運営委託料や、羽黒・羽黒北子ども未来園の解体工事費、民間保育所等に対する施設型給付費負担金の増などにより、全体で約2億1,000万円の増額となったことなどが挙げられます。

次に、第1表 歳入歳出予算の歳入を説明します。

6ページと7ページをご覧ください。

1款の市税では、個人市民税、固定資産税、都市計画税などでの増収を見込み、全体としては対前年度比1.5%の増加となる127億1,318万8,000円を計上し、2款地方譲与税から10款地方特例交付金まででは、国や県による試算などを用いて算定し、11款の地方交付税では、国の地方財政措置置額が昨年度よりも伸びていることから、対前年度比で3.3%の増加となる22億6,905万9,000円を計上しました。

12款の交通安全対策特別交付金から16款の県支出金まででは、令和7年度の決算見込みや、関連する支出に基づいた算定を行い、17款の財産収入では、天神汚水処理場跡地など普通財産の売却を見込むほか、土地建物の貸付料や広告料などを計上、18款の寄附金では、ふるさと犬山応援寄附金として令和7年度より1億円の増となる5億円などを見込み、19款の繰入金では、令和7年12月までに寄せられたふるさと犬山応援寄附金のほか、予算全体の財源調整のため、財政調整基金からの繰入金などを計上しました。

20款の繰越金では、令和7年度の決算見込額を計上し、21款の諸収入では、実績などに基

づく算定を、22款の市債については、世代間負担の平準化のため、積極的に市債を活用することとし、歳出に合わせた事業債を計上しました。

続きまして、8ページと9ページの歳出については、令和7年度当初予算との比較を申し上げます。

1款の議会費は、2.8%の増加となる2億4,447万6,000円、2款の総務費は、12.2%の減少となる41億3,877万円、3款の民生費は、1.7%の増加となる127億587万5,000円、4款の衛生費は、12.7%の増加となる34億8,043万1,000円、5款の農林業費は、15.2%の減少となる2億8,186万1,000円、6款の商工費は、43.2%の増加となる9億874万5,000円、7款の土木費は、19.6%の増加となる28億7,673万1,000円、8款の消防費は、3.0%の減少となる12億1,881万7,000円、9款の教育費は、4.7%の減少となる35億1,004万3,000円、10款の災害復旧費は、同額の4,800万円、11款の公債費は、5.3%の減少となる19億1,722万8,000円、12款の諸支出金は、同額の頭出しのみ、13款の予備費は、同額の6,000万円を計上しました。

詳細につきましては、15ページ以降に事項別明細書、312ページ以降に給与費明細書、321ページ以降に債務負担行為、地方債の調書を、また、329ページには目的税の充当状況を添付していますので、合わせてご参照ください。

次に、第33号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第9号）について、説明いたします。

この補正予算におきましては、例年どおり実質収支の適正化を目的とした減額補正が主なものとなっています。

項目が歳入歳出の広範に及び、その詳細は事項別明細書等に記載のとおりとなりますが、個々の説明は省略いたしますのでご了承ください。

また、この補正予算では、人事院勧告による給与条例等の改正に伴う職員人件費の補正のほか、国の補正予算に伴う国庫補助金を活用するため、事業を前倒しして行う費用も計上しています。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

第1条は、予算の総額に10億700万9,000円を増額し、総額を338億7,654万3,000円と定めるもので、第2条は、繰越明許費の補正、第3条は、債務負担行為の補正、第4条は、地方債の補正を行うものです。

2ページ以降の第1表 歳入歳出予算補正の主な内容について、まずは4ページの歳出から申し上げますと、2款の総務費では、財源調整のための財政調整基金積立金の増額のほか、臨時財政対策債の償還に充てるための減債基金積立金の増額、戸籍法の改正に伴う戸籍管理システム等の改修費の計上などを行い、3款の民生費では、最高裁判所判決を踏まえ国が行う生活保護基準の改定に対応するための経費のほか、新たに創設する障害共生基金への積立金の計上や、心身障害者更生施設の改修に係る工事請負費などの計上を行いました。

4款の衛生費では、県の補助金改正に伴う尾北看護専門学校運営費補助金の増額のほか、健康市民づくり基金や広域ごみ処理施設整備基金の利子に係る積立金の増額などを、5款の農林業費では、愛知北農業組合に対する新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金の計上のほか、国の補正予算に係る補助金を活用して県が前倒し実施する県営土地改良事業に対

する負担金の増額などを行い、6款の商工費では、入湯税等を財源とした観光事業振興基金積立金の増額などを行いました。

7款の土木費では、道路瑕疵による自動車事故に対する賠償金の計上のほか、人事院勧告に伴う給与改正などによる下水道事業会計への繰出金の増額などを、8款の消防費では、消防団員の退団に伴う報償費の増額のほか、消防庁舎建設基金の利子に係る積立金の増額などを、9款の教育費では、国の補正予算に係る補助金を活用するために、城東小学校の非構造部材改修工事請負費や、小中学校の特別教室の空調設備更新工事請負費を前倒し計上するほか、令和8年度整備予定の小学校体育館の空調設置工事に係る設計費の計上などを行い、11款の公債費では、1月に借り入れた財政投融资資金に対する利息分の増額を行いました。

歳入では、実績を勘案した市税の増減をはじめ、これまでの交付状況や、国と県の見込みなどを勘案した譲与税と交付金の増減、決算見込みに合わせた分担金及び負担金の減、利用状況に合わせた使用料及び手数料の減、歳出に合わせた国と県の支出金の増減、決算見込みに合わせた財産収入、寄附金、繰入金、諸収入の増減を計上したほか、市債については、城東小学校の非構造部材改修工事費や、小中学校の特別教室の空調設備更新工事費の前倒し計上に伴う市債を追加し、それ以外のものについては、事業費の変動などによる増減を計上しました。

6ページと7ページの第2表 繰越明許費補正では、本庁舎隣接地取得事業など20事業について、令和8年度への繰越しを設定するほか、物価高対応子育て応援手当支給事業の繰越金額の変更を行い、8ページの第3表 債務負担行為補正では、総合計画改訂業務委託について、債務負担行為を設定しました。

9ページから12ページまでの第4表 地方債補正では、事業費に合わせた市債の追加と変更の補正のほか、最近の金利上昇を鑑み借入利率の上限を引上げを行うものです。

詳細については、13ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

私からの説明は以上です。

◎議長（大沢秀教君） 続いて、前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、私からは健康福祉部所管の特別会計予算案件についてご説明をいたします。

まず、第26号議案 令和8年度犬山市国民健康保険特別会計予算について、ご説明をいたします。

予算書の333ページをご覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を、それぞれ57億3,600万2,000円と定め、第2条では、一時借入金の最高額を1億円とし、第3条では、歳出予算の流用について定めるものであります。

334ページをご覧ください。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入につきまして、1款の国民健康保険税では、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分として13億2,127万7,000円、4款の県支出金では、保険給付費などに対する愛知県の負担分として39億

2,464万円、6款の繰入金では、保険基盤安定繰入金などとして4億6,713万4,000円を計上しました。

また、歳出につきましては、2款の保険給付費で、療養諸費や高額療養費などとして38億7,433万6,000円、3款の国民健康保険事業費納付金では、愛知県への納付金として17億3,997万6,000円、5款の保健事業費では、特定健康診査や疾病の重症化予防に係る費用などとして7,120万7,000円を計上しました。

なお、詳細につきましては、337ページ以降の事項別明細書などをご参照ください。

第29号議案 令和8年度犬山市介護保険特別会計予算について、ご説明をいたします。

予算書の413ページをご覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を、それぞれ57億6,116万5,000円と定め、第2条では、416ページの第2表のとおり、介護保険制度説明用パンフレット等印刷業務ほか1事業に係る債務負担行為を設定し、第3条では、一時借入金の最高額を1億円とし、第4条では、歳出予算の流用について定めるものであります。

414ページをご覧ください。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、1款の保険料では、介護給付費などに対する第1号被保険者の負担分として11億9,302万4,000円、3款の国庫支出金では、国の負担分として12億3,573万8,000円、4款の支払基金交付金では、第2号被保険者の負担分として14億8,996万1,000円、5款の県支出金では、愛知県の負担分として7億7,287万2,000円を計上しました。

また、歳出につきましては、1款の総務費で要介護認定に係る費用などとして4,413万1,000円、2款の保険給付費では、介護サービス費や介護予防サービス費などとして53億1,185万7,000円、4款の地域支援事業費では、介護予防生活支援サービス事業費や一般保険事業費などとして、3億8,683万8,000円を計上しました。

なお詳細につきましては、417ページ以降の事項別明細書などをご参照ください。

第30号議案、令和8年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明をいたします。

予算書の445ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,188万4,000円と定めるものです。

446ページをご覧ください。

第1表の歳入歳出予算のうち歳入につきましては、1款の後期高齢者医療保険料は16億6,963万円、3款の繰入金では、一般会計の負担分として3億870万7,000円を計上しました。また、歳出につきましては、1款の総務費では事務費として2,089万4,000円、2款の後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料等負担金などとして19億5,744万6,000円を計上しました。

なお、詳細につきましては、449ページ以降の事項別明細書などをご参照ください。

第34号議案、令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

議案の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から4億3,489万円を減額し、予算の総額を63億6,918万1,000円と定めるものであります。

2ページと3ページの第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳出ですが、2款の保険給付費で、療養給付費と高額療養費について、決算見込みに合わせた減額を計上しました。

また、歳入では、4款の県支出金で歳出の減額補正に伴う減額を行い、5款の財産収入では、運用収入の確定に伴う基金積立金利子の増額を行い、6款の繰入金では、基金からの繰入金について利子収入の増額に合わせた減額を計上しました。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

第37号議案、令和7年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

議案の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に9,732万9,000円を増額し、予算の総額を58億4,690万8,000円と定めるものであります。

2ページと3ページの第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳出ですが、1款の総務費で、決算見込みに合わせた減額を行い、2款の保険給付費と4款の地域支援事業費では、決算見込みに合わせた予算の組替えなどを行い、5款の基金積立金では、運用収入の確定などに伴う基金積立金利子の増額を行い、8款の予備費では、決算見込みに合わせた給付費への組替えを計上しました。

なお、歳入につきましては、歳出予算の補正に合わせた補正のほか、基金の運用収入の確定に伴う増額を行いました。

詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

第38号議案、令和7年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

議案の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から2,241万3,000円を減額し、予算の総額を18億3,345万9,000円と定めるものであります。

2ページと3ページの第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳出では、1款の総務費と2款の後期高齢者医療広域連合納付金で決算見込みに合わせた減額を行い、歳入では、3款の繰入金で歳出予算の補正に合わせた減額を行いました。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

健康福祉部所管の予算案件は以上です。

◎議長（大沢秀教君） 続いて、中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 私からは、第27号議案及び第35号議案について説明させていただきます。

初めに、第27号議案 令和8年度犬山市犬山城費特別会計予算について、ご説明します。予算書の363ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億1,284万9,000円と定めるものです。

364ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算のうち、歳入につきまして、1款事業収入では、犬山城の入場登閣料などとして3億9,947万3,000円、2款国庫支出金では、国宝重要文化財等保存活用事業費国庫補助金として2,639万7,000円、3款財産収入では、施設整備基金運用収入として810万円、4款繰入金では、犬山城施設整備基金より7,827万8,000円、6款寄附金では、60万円を計上するものです。

365ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款犬山城費では、施設管理委託料や修繕料などとして4億703万6,000円、2款予備費では、1億581万3,000円を計上するものです。

詳細につきましては、367ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

続いて、第35号議案 令和7年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第3号）について、ご説明します。

議案の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、601万8,000円を追加し、総額を4億2,862万8,000円と定めるものです。

次ページの第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳入について、3款財産収入では、施設整備基金積立金利子として、601万8,000円の増額を計上するものです。

歳出について、1款犬山城費では、人事院勧告に伴う報酬、給料、職員手当等及び共済費の増額分として、107万2,000円の増額を、犬山城施設整備基金への積立金として、601万8,000円の増額を計上し、2款予備費では、報酬、給料、職員手当等及び共済費に充てるため、107万2,000円の減額を計上し、歳出全体としては、合計601万8,000円の増額を計上するものです。

詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

説明は以上です。

◎議長（大沢秀教君） お諮りいたします。

会議の途中ですが、午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

再 開
午後1時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

引き続き、提出者から提案理由の説明を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 私からは、第28号議案及び第36号議案についてご説明いたします。

第28号議案 令和8年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算について、ご説明します。予算書の391ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6,685万2,000円と定めるものです。

392ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算のうち、歳入につきまして、1款繰入金では、一般会計からの繰入金として6,475万7,000円、2款寄附金では15万円、4款諸収入では、鵜飼事業運営費負担金などとして194万4,000円を計上するものです。

歳出につきまして、1款鵜飼事業費では、鵜匠の人件費のほか、鵜管理事務所の維持費や鵜の飼育費など6,685万1,000円を計上するものです。

詳細につきましては、395ページ以降の事項別明細書、404ページ以降の給与費明細書をご参照ください。

続きまして、第36号議案 令和7年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第3号）について、ご説明します。

議案の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から71万2,000円を増額し、総額を6,515万円と定めるものです。

次ページ見開きの第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳入について、1款繰入金では、一般会計繰入金として、71万2,000円を増額を計上し、歳出について、1款鵜飼事業費では、人事院勧告に伴う給料、職員手当等の増額に伴い運営費として、同額の増額を計上するものです。

詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

◎議長（大沢秀教君） 最後に、武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 私からは、第31号議案、第32号議案、第39号議案及び第40号議案についてご説明させていただきます。

初めに、第31号議案 令和8年度犬山市水道事業会計予算について、ご説明します。

予算書の461ページをお開きください。

第2条は、「業務の予定量」について、給水戸数を3万2,400戸、年間総給水量を889万3,797立方メートル、一日平均給水量を2万4,367立方メートルと定めるものです。

第3条は、「収益的収入及び支出」の予定額を定めるもので、収入としまして、第1款水道事業収益で、12億9,383万9,000円とするものです。

支出としましては、第1款水道事業費用で、14億2,824万4,000円とするものです。

第4条は、「資本的収入及び支出」の予定額を定めるもので、収入としまして、第1款資本的収入で、7,831万1,000円とするものです。

462ページをお開きください。

支出としましては、第1款資本的支出で、5億2,214万1,000千円とするものです。

第5条は、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」で、「職員給与費」として、1億3,142万5,000円と定めるものです。

第6条は、「他会計からの補助金」で、一般会計から補助を受けるものとして、9,712万5,000円と定めるものです。

第7条は、「たな卸資産購入限度額」で、2,090万6,000円と定めるものです。

なお、詳細につきましては、463ページ以降の予算に関する説明書をご参照ください。

続きまして、第32号議案 令和8年度犬山市下水道事業会計予算について、ご説明いたします。

491ページをお開きください。

第2条は、「業務の予定量」について、処理戸数を2万180戸、年間総排水量を513万2,000立方メートル、一日平均排水量を1万4,060立方メートルと定めるものです。

第3条は、「収益的収入及び支出」の予定額を定めるもので、収入としまして、「第1款下水道事業収益」で、19億2,897万1,000円とするものです。

支出としましては、「第1款下水道事業費用」で、18億9,897万1,000円とするものです。

第4条は、「資本的収入及び支出」の予定額を定めるものです。

492ページをお開きください。

収入としまして、「第1款資本的収入」で、17億8,604万4,000円とするものです。

支出としましては、「第1款 資本的支出」で、22億3,526万1,000円とするものです。

第5条は、「企業債」の目的などを定めるもので、限度額を、11億6,040万円とするものです。

第6条は、「一時借入金」の限度額を、9億円と定めるものです。

第7条は、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」で、「職員給与費」として、8,488万9,000円を定めるものです。

493ページをお開きください。

第8条は、「他会計からの補助金」で、一般会計から補助を受けるものとして、6億993万円と定めるものです。

なお、詳細につきましては、495ページ以降の予算に関する説明書をご参照ください。

続きまして、第39号議案 令和7年度犬山市水道事業会計補正予算（第4号）について、ご説明します。

第2条は、収益的収入及び支出について補正をするもので、収入の第1款水道事業収益のうち、営業収益で131万8,000円を増額し、総額を13億2,866万7,000円とし、支出については、第1款水道事業費用のうち、営業費用で818万9,000円を増額し、総額を14億137万円とするものです。

第3条は、予算第4条の「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額」を2億9,956

万4,000円とするとともに、補填財源としての「当年度分損益勘定留保資金」を8,559万円とするものです。

支出については、第1款資本的支出を114万6,000円増額し、総額を4億8,519万3,000円とするものです。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を改めるもので、職員給与費を928万円増額し、1億4,128万6,000円とするものです。

この補正予算の内容につきましては、人事院勧告等に伴う人件費に関するものです。

なお、詳細につきましては、3ページ以降に実施計画等を添付しておりますので、ご参照ください。

最後に、第40号議案 令和7年度犬山市下水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明します。

第2条は、「収益的収入及び支出」について補正をするもので、収入としまして、第1款下水道事業収益のうち、営業収益で1,804万5,000円を増額、営業外収益で265万5,000円を増額し、総額を18億9,904万6,000円とするものです。

支出としまして、第1款下水道事業費用のうち、営業費用で2,727万5,000円を増額し、総額を18億7,362万1,000円とするものです。

第3条は、「資本的収入及び支出」について補正をするもので、収入としまして、第1款資本的収入のうち、補助金で70万4,000円を増額し、総額を14億4,544万8,000円とするものです。

支出としまして、第1款資本的支出のうち、建設改良費で、270万4,000円を増額、企業債償還金で、534万6,000円を増額し、総額を21億5,963万1,000円とするものです。

第4条は、企業債の利率を年6%に改めるものです。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を2,791万9,000円増額し、総額を1億883万5,000円とするものです。

第6条は、他会計からの補助金について、7億1,384万3,000円に改めるものです。

この補正予算の主な内容は、職員の退職手当と人事院勧告による人件費、企業債償還金の補正です。

なお、3ページ以降に実施計画等を添付しておりますので、ご参照ください。

説明は以上です。

すみません、先ほどの第40号議案で訂正のほうをお願いをします。

第3条のところ、資本的収入及び支出についての補正をするものでいうところで、総額を、先ほど14億と申し上げてしまったところを、16億4,544万8,000円に訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

◎議長（大沢秀教君） 提案理由の説明は終わりました。

日程第6 陳情の委員会送付について

◎議長（大沢秀教君） 日程第6、陳情の委員会送付について。

2月17日までに、陳情1件を受理いたしましたので、配付いたしました一覧表のとおり所

管の委員会に送付いたします。

◎議長（大沢秀教君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日2月26日から3月1日までは議案精読のため休会とし、3月2日午前10時から本会議を再開いたしまして、第8号議案、第10号議案、第12号議案、第13号議案及び第33号議案から第40号議案までに対する審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時13分 散会